

消費者被害注意報 No. 39

相談事例 <相談の内容>

中国やオーストラリアなどの外国から「**10億円の懸賞金を受け取る権利を得ました**」という封書が届いた。14日間以内に、同封した申込書に住所・氏名を記入し、更に、クレジットカード番号等を記入するか、又は、手数料1万円を送付するように書かれているが、返信先は別の国になっている。

応募した覚えはないが、信用できるだろうか？

「海外宝くじ」から「懸賞金」に名称変更?! いまだに多い、当選商法にご注意ください!

<対応の内容>

懸賞金に当選したかのような文面ですが、懸賞に応募する代行業務をするという内容です。

しかし、実際に業務を行っているか不明であり、また、手数料を送付したとしても当選金を受け取れる可能性はほとんどありません。**これは、個人情報の入手と手数料の受領が目的**と考えられるので、**このまま放置する**よう助言しました。

見守りのポイント

以前は「海外宝くじ」に関連する相談が多かったのですが、ここ最近は「懸賞金」と名称を変えた封書が送られるようになりました。

自分から申込んでいないのに、「権利を得た」「当選した」などありえません。また、海外宝くじの売買は、日本国内では刑法で禁じられています。このような手口がある、おいしい話など無いと日頃から話題にするようにしましょう。

※関連する注意報No.27「海外宝くじに、10年間で1,000万円以上つぎこんだが、一度も当たらない」

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111